

食安輸発第0305003号  
平成19年3月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

#### モニタリング検査の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号により実施しているところですが、今般、輸入者等による自主検査の結果、複数の製造者が製造した中国産うずら卵の加工品から、サリノマイシンが検出されたとの情報を得たことから、畜水産食品のモニタリング検査項目にサリノマイシンを追加し実施するようお願いいたします。

なお、実施に当たっては同系統の抗菌性物質であるラサロシドと併せて、平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」の HPLC による動物用医薬品等の一斉試験法 I (畜水産物) を準用して実施するようお願いいたします。